

## 南知多町総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南知多町総合計画条例(令和2年南知多町条例第1号)第4条第2項の規定に基づき、南知多町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画に関し必要な事項について調査審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 町内に住所を有するもののうち公募による者
- (4) 前号に掲げるもののほか町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第6条 委員の任期は、諮問した事項に係る調査審議を終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。会長及び副会長が欠けたとき、又は定められていないときの会議は、町長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議事項について特に必要があるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。